

建築基準法第 43 条第 2 項第一号に関する認定基準

第 1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第一号の規定により、特定行政庁が「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と認める基準を、次の通り定めるものである。

第 2 運用方針

法第 43 条第 2 項第一号の規定に基づく認定をするにあたって、第 3 の認定基準に適合するものを認定対象とする。

ただし、建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用の状況等からみて、この基準によることが必ずしも適切でないと認められる場合にあつては、それぞれの規定の趣旨に従い、総合的な判断に基づいて運用する。

第 3 認定基準

1. 避難及び通行の安全上必要な道に関する基準

避難及び通行の安全上必要な道の基準は、下記のいずれかに該当するものとする。

(1) 農道等の公共の用に供する道であること

- ・当該道は農道等の公共の用に供する道（土地改良事業による通路、河川管理用通路等を含む。）で、公的機関の管理に属し、かつ、当該道の通行に関する管理者の了解等が得られたものであること。
- ・当該道は法第 42 条の道路に有効に通ずるまで、幅員 4 メートル以上であること。
- ・建築物の利用上支障がなく、非常時に避難が可能な程度に通路としての実態が備わっていること。

(2) 位置指定道路の基準に適合する道であること

- ・建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる位置指定道路の基準に適合すること。
- ・一宮市道路位置指定基準のうち、第 4 から第 7、第 9 から第 11 及び第 12 第 2 項に適合すること。この場合、「指定道路」は「道」と読み替えるものとする。
- ・建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 2 第 2 項に規定する承諾書を添えること。

2. 利用者が少数である建築物の用途及び規模に関する基準

・ 1 (1) の道の場合

延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が 500 平方メートル以内で、別表第 1（い）欄（1）項に掲げる用途以外のものであること。

・ 1 (2) の道の場合

延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が 500 平方メートル以内の住宅（附属する車庫、倉庫等を含む。）であること。

この基準において、住宅とは一戸建て住宅、長屋、法別表第 2 (い) 項第 2 号に掲げる用途をいう。

3. その他の基準

- ・当該道を法第 42 条に基づく「道路」とみなした場合において、法第 6 条に規定する建築基準関係規定に適合すること。
- ・敷地内の汚水、雑排水及び雨水を適切に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。
- ・愛知県建築基準条例第 7 条、第 25 条の制限対象となるものは本認定の対象外とする。

附 則

- 1 この基準は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。